

○氷見市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則

昭和58年1月31日

規則第2号

改正 昭和59年9月29日規則第22号

昭和61年12月27日規則第26号

平成5年3月31日規則第5号

平成8年3月29日規則第4号

平成9年6月18日規則第22号

平成9年8月29日規則第24号

平成10年3月18日規則第2号

平成12年3月31日規則第22号

平成12年12月28日規則第43号

平成14年3月29日規則第18号

平成14年12月20日規則第45号

平成15年3月31日規則第20号

平成19年3月16日規則第2号

平成20年3月31日規則第23号

平成20年9月30日規則第38号

平成26年7月28日規則第17号

平成27年12月28日規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、氷見市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例(昭和58年氷見市条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第2項に規定する規則で定める支給)

第1条の2 条例第2条第2項に規定する規則で定める支給は、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給とする。

(条例第2条第3項に規定する規則で定める支給)

第1条の3 条例第2条第3項に規定する規則で定める支給は、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給とする。

(条例第2条第4項に規定する規則で定める者)

第1条の4 条例第2条第4項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者

(2) 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第2条第1項に規定する柔道整復師

(3) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第3条の2に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が認めた者

(合計所得金額の区分)

第1条の5 条例第3条ただし書に規定する合計所得金額(以下この条において「合計所得金額」という。)の区分については、条例による医療費の助成を受けようとする年の前年分(次に掲げる場合にあっては、前々年分)の合計所得金額とする。

(1) 65歳未満の者が1月から6月までの間に新たに受給資格の登録を受ける場合

(2) 65歳以上の者が1月から7月までの間に新たに受給資格の登録を受ける場合(誕生日が7月である者が、65歳に到達することとなる7月に新たに受給資格の登録を受ける場合を除く。)

(ねたきり老人の認定)

第2条 条例第3条第2号ウの規定による認定は、重度心身障害者等該当者(ねたきり老人)認定表(様式第1号)により行うものとする。

(条例第4条に規定する規則で定める支給)

第2条の2 条例第4条に規定する規則で定める支給は、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給とする。

(登録の申請)

第3条 条例第5条第1項の規定による申請は、重度心身障害者等医療費受給資格登録(変更)申請書(様式第2号)(様式第2号の2)、重度心身障害者等医療費高額療養費相当額限度額適用認定申請書(様式第2号の3)又は重度心身障害者等医療費受給資格(一部負担金還付該当)登録(変更)申請書(様式第3号)に申

請者に係る次に掲げる書類を添え、又は提示して行わなければならない。

- (1) 条例第2条第1項に規定する医療保険各法の規定による被保険者証、加入者証又は組合員証
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定による身体障害者手帳、富山県療育手帳交付要綱(昭和49年富山県告示第165号)の規定による療育手帳、国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による国民年金証書その他障害を有する者であることを証する書類
- (3) 重度心身障害者等医療費高額療養費相当額限度額適用認定申請書にあっては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第16条第1項第1号ハ又はニに規定する事由に該当する旨を証する書類
(受給資格証等の交付等)

第4条 市長は、前条の申請があった場合において条例第3条に規定する対象者(以下「対象者」という。)と決定したときは、当該対象者を登録し、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類に必要な事項を記載して交付するものとする。

- (1) 条例第3条第1号に掲げる者 重度心身障害者等医療費受給資格証(様式第4号)及び福祉医療費請求書(様式第5号)又は重度心身障害者等医療費(療養費払)助成申請書(様式第6号)
- (2) 条例第3条第2号に掲げる者 重度心身障害者等医療費受給資格証(様式第7号)又は重度心身障害者等医療費高額療養費相当額限度額適用認定証(様式第7号の2)及び福祉医療費請求書(様式第8号)、重度心身障害者等医療費(療養費払)助成申請書又は重度心身障害者等医療費(高額療養費相当額)助成申請書(様式第8号の2)
- (3) 条例第3条第3号から第5号までに掲げる者 一部負担金還付該当者証(様式第9号)及び重度心身障害者等医療費(一部負担金還付)助成申請書(様式第10号)

2 市長は、前条の申請があった場合において対象者でないと決定したときは、重度心身障害者等医療費受給資格に関する通知書(様式第11号)により通知するものとする。
(受給資格証の有効期間等)

第5条 重度心身障害者等医療費受給資格証の有効期間は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。ただし、その間において、受給資格を欠くに至った場合は、その日までとする。

- (1) 条例第3条第1号に掲げる者 登録の日の属する月の初日又は7月1日からその日以後の最初に到来する6月30日(その日以前に65歳の誕生日がある場合は、当該誕生日の前日)までの期間
- (2) 条例第3条第2号に掲げる者 登録の日の属する月の初日又は8月1日からその日以後の最初に到来する7月31日(その日以前に70歳の誕生日がある場合は、当該誕生日の属する月の末日)までの期間

2 重度心身障害者等医療費高額療養費相当額限度額適用認定証の有効期間は、登録の日の属する月の初日からその日以後の最初に到来する7月31日までの期間とする。ただし、その間において、受給資格を欠くに至った場合は、その日までとする。

3 一部負担金還付該当者証の有効期間は、登録の日(条例第3条第4号に掲げる者にあつては、登録の日の属する月の翌月の初日)又は8月1日からその日以後の最初に到来する7月31日までの期間とする。ただし、その間において、受給資格を欠くに至った場合は、その日までとする。

4 市長は、前3項の有効期間が満了した場合において、当該対象者が条例第3条ただし書に規定する者に該当しないことを確認したときは、前条第1項各号に掲げる書類を新たに交付するものとする。
(受給資格証の再交付)

第6条 対象者は、重度心身障害者等医療費受給資格証、重度心身障害者等医療費高額療養費相当額限度額適用認定証又は一部負担金還付該当者証(以下「受給資格証」という。)を破り、汚し、又は失ったときは、重度心身障害者等医療費受給資格証等再交付申請書(様式第12号)により市長に受給資格証の再交付を申請することができる。

2 受給資格証を破り、又は汚したときの前項の申請には、同項の申請書に、その受給資格証を添えなければならない。

3 対象者は、受給資格証の再交付を受けた後において、失った受給資格証を発見したときは、速やかに発見した受給資格証を市長に返還しなければならない。

(助成額の審査及び支払事務の委託)

第7条 条例第6条第1項の規定による保険医療機関等に支払う助成額の審査及び支払事務は、市長が富山県国民健康保険団体連合会に委託して行うものとする。

(医療費助成申請書の提出)

第8条 条例第6条第1項ただし書の規定による助成を受けようとする場合は、重度心身障害者等医療費

(療養費払)助成申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 条例第6条第2項の規定による助成を受けようとする場合は、重度心身障害者等医療費(一部負担金還付)助成申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 条例第6条第3項本文の規定による助成を受けようとする場合は、重度心身障害者等医療費(高額療養費相当額)助成申請書を市長に提出しなければならない。

(届出)

第9条 条例第7条に規定する届出は、重度心身障害者等医療費受給資格内容変更届(様式第13号)に受給資格証を添えて行わなければならない。

(受給資格証の返還)

第10条 対象者は、その資格を喪失したときは、速やかに受給資格証を市長に返還しなければならない。

(第三者行為による被害届)

第11条 医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、対象者は、速やかに第三者行為による被害届(様式第14号)に受給資格証を添えて市長に届け出なければならない。

(細則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和58年2月1日から施行する。

(氷見市老人医療費の助成に関する条例施行規則及び氷見市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の廃止)

- 2 氷見市老人医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年氷見市規則第14号)及び氷見市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則(昭和49年氷見市規則第24号)は、廃止する。

附 則(昭和59年9月規則第22号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和59年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の氷見市児童手当法事務取扱規則、氷見市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則及び氷見市老人医療事務取扱規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(昭和61年12月規則第26号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和62年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の氷見市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成5年3月規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の氷見市庁舎管理規則等に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成8年3月規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の氷見市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成9年6月規則第22号)

この規則は、平成9年7月1日から施行する。

附 則(平成9年8月規則第24号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年9月1日から施行する。

附 則(平成10年3月規則第2号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月規則第22号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の氷見市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則及び氷見市生活保護法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成12年12月規則第43号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の氷見市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成14年3月規則第18号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の氷見市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成14年12月規則第45号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の氷見市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成15年3月規則第20号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の氷見市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成19年3月規則第2号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月規則第23号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の氷見市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成20年9月規則第38号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。

(受給資格証の失効)

- 2 この規則の施行前に氷見市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(平成20年氷見市条例第15号)第2条の規定による改正前の氷見市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例(昭和58年氷見市条例第1号。以下「旧条例」という。)及びこの規則による改正前の氷見市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定に基づき交付された重度心身障害者等医療費受給資格証(旧条例第3条第1号に掲げる者に係るものを除く。)及び一部負担金還付該当者証は、平成20年9月30日限り、その効力を失うものとする。

(経過措置)

- 3 旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成26年7月規則第17号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の氷見市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成27年12月規則第30号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の氷見市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

氷見市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則

様式第1号(第2条関係)

重度心身障害者等該当者(ねたきり老人)認定表										
申請者欄	氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日 (歳)				
	住所				世帯主名	(続柄)				
医療機関欄	ねたきりになった時期	年 月 日			ねたきり期間	箇 月				
	ねたきりになった原因(傷病名)	(1) 脳卒中 (5) 眼疾患 (9) 事故	(2) 神経痛、リウマチ (6) ぜんそく (10) 老衰	(3) 高血圧症 (7) 結核 (11) その他()	(4) 心臓疾患 (8) ガン					
	ねたきりの状態	区分項目	事故	介護区分		他人の介護を要する		自 分 の 力 で		
				点数	4 点	3 点	2 点	1 点		
	ねたきりの状態	A 起きること	1	起きて座ること	できない	介助	で	どうか	できる	
				2	歩くこと	できない	介助	で	どうか	できる
		B が臥床	3	寝返り	できない	介助	で	つかまって	できる	
				4	布団の中で	終 日	殆んど終日	半 日 位	半 日 以 下	
	ねたきりの状態	C 食事	5	茶碗を持つ	できない	介助	で	どうか	できる	
				6	食事をする	できない	はしは不能でスプーン	はしはどうか	できる	
D 排便		7	入浴	できない	介助	で	どうか	できる		
			8	用 便	おむつの中である	便器を入れても らう	便器を1人で出し入れする	便所に行ける		
その他参考意見										
年 月 日 上記のとおり診断する。 医療機関名 (印)										
民生委員欄	参考意見				民生委員氏名	(印)				
認定欄	ねたきり経過月数				箇月					
	総 点 数				点					
	要 否 判 定	要 ・ 否								
	認 定 年 月 日	年 月 日								
資格取得年月日	年 月 日									

氷見市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則

様式第2号(第3条関係)

(表 面)

※区分	0～64歳					※保険区分	1	2	3	4	5	6		
							社被保 保 ・者	社被保 扶 養 ・者	国被保 保 ・ 一 般 者	国被保 保 ・ 退 職 者	国被保 保 ・ 退 職 者	国被保 保 ・ 退 職 者	国保組 合	
※受給資格登録番号														
※決裁	部長	課長	課長 補佐	合議	主務者							年	月	日
						受 付						年	月	日
						決 定						年	月	日
						受 付						年	月	日
						発 行						年	月	日
※ 受給資格証交付						要 ・ 否(理 由)								
重度心身障害者等医療費受給資格登録(変更)申請書 年 月 日 氷見市長 様 住 所 申 請 者 氏 名 印 下記のとおり重度心身障害者等医療費受給資格の登録(変更)を申請します。														
個人番号														
対象者	ふりがな	氏 名					生	年	年 月 日					
	住	所					月	日						
受給資格証交付 事由年月日	年 月 日					身障手帳	1 ・ 2							
						療育手帳	A							
						その他	ねたきり							
加入医療保険	被保険者	ふりがな	氏 名				生	年	年 月 日					
		住	所				月	日						
	被保険者証 の記号番号						付加給付	有 ・ 無						
世帯の 状況	氏	名	年齢	対象者との続柄										
(摘要) 変更事項等														

注 ※印の欄は、記入しないでください。

氷見市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則

(裏 面)

※ 給 付 台 帳						
入院・入院外別	支 払 月	医 療 費 額	社 会 保 険 等 分	公 費 負 担 分	差 助 成 引 額	備 考
	年 月分	円	円	円	円	
入 院	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
入 院 外	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
計						

氷見市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則

様式第2号の2(第3条関係)

(表 面)

※区分	65～69歳					※保険区分	1	2	3	4	5	6	
	※受給資格登録番号						社被保・者	社被扶養・者	国被保・一般者	国被保・退職者	国被保・退職者	国被扶養者	国保組合
※決裁	部長	課長	課長補佐	合議	主務者								
						受	付			年	月	日	
						決	定			年	月	日	
						発	行			年	月	日	
※ 受給資格証交付						要 ・ 否(理 由)							
重度心身障害者等医療費受給資格登録(変更)申請書 氷見市長 様 住 所 申請者 氏 名 ㊟ 下記のとおり重度心身障害者等医療費受給資格の登録(変更)を申請します。													
個人番号													
対象者	ふりがな	氏 名					生	年	年 月 日				
	住	所					月	日					
受給資格証交付事由	交付年月日		年 月 日					身障手帳	1・2・3・4・5・6				
								療育手帳	A ・ B				
								その他	ねたきり				
加入医療保険	被保険者	ふりがな	氏 名					生	年	年 月 日			
		住	所					月	日				
	被保険者証の記号番号						付加給付	有 ・ 無					
※ 課税所得金額		円					※ 総収入金額		円				
									<input type="checkbox"/> 2割負担 <input type="checkbox"/> 3割負担				
※ 有効期間		年 月 日から 年 月 日まで											

注 ※印の欄は、記入しないでください。

氷見市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則

(裏 面)

※ 給 付 台 帳						
入院・入院外別	支 払 月	医 療 費 額	社 会 保 険 等 分	公 費 負 担 分	差 助 成 引 額	備 考
	年 月分	円	円	円	円	
入 院	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
入 院 外	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
	年 月分					
計						

氷見市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則

様式第2号の3(第3条関係)

※	部 長	課 長	課 補	長 佐	合 議	主 務 者	受 付	年 月 日
決							決 定	年 月 日
裁							発 行	年 月 日
重度心身障害者等医療費高額療養費相当額限度額適用認定申請書 年 月 日 氷見市長 様 住 所 申請者 氏 名 ㊟ 下記のとおり関係書類を添えて重度心身障害者等医療費の高額療養費相当額の限度額の適用の認定を申請します。								
個 人 番 号								
受 給 資 格 番 号		—						
対 象 者	住 所							
	氏 名	男・女						
	生 年 月 日	年 月 日						
※ 市確認欄		適 用 区 分						
		<input type="checkbox"/> 区分Ⅰ <input type="checkbox"/> 区分Ⅱ						
※ 有効期間		年 月 日から 年 月 日まで						

注 ※印の欄は、記入しないでください。

氷見市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則

様式第3号(第3条関係)



※区分	65歳～								
※受給資格登録番号									
※決裁	部長	課長	課長補佐	合議	主務者	受付	年	月	日
						決定	年	月	日
						発行	年	月	日
※ 受給資格証交付						要・否(理由)			
重度心身障害者等医療費受給資格 (一部負担金還付該当)登録(変更)申請書 氷見市長 あて 住所 申請者 氏名 印 下記のとおり重度心身障害者等医療費受給資格の登録(変更)を申請します。									
個人番号									
対象者	ふりがな	氏名			男・女	生	年	月 日	
	住所								
受給資格証交付事由年月日		年 月 日		障害の状況		国民年金証書() 身体障害者手帳() 診断書 障害認定証明書 その他()			
後期高齢者医療被保険者番号(資格証明書)									
世帯の状況	氏名	年齢	対象者との続柄				※ 市確認欄		
※ 障害認定区分					※ 所得区分				
重度 中度					1号該当 2号該当				

注 ※印の欄は、市で記入します。

氷見市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則

様式第4号(第4条関係)

(表 面)

 重度心身障害者等医療費 受給資格証	
受給資格番号	—
受給者	住 所
	氏 名 男・女
	生年月日 年 月 日
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日 氷見市長 	

(裏 面)

注 意 事 項
1 この証は、重度心身障害者等医療費の助成を受けることのできる証ですから大切に保管してください。
2 この証は、保険診療のみに適用されます。
3 この証は、診療を受けるとき、保険証といっしょに病院等の窓口に出してください。
4 氏名、住所及び加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて市長にその旨を届け出てください。
5 受給者の資格がなくなったときは、速やかにこの証を市長に返してください。
6 県外の病院等の場合、窓口で医療費の請求をされることがあります。この場合は、お金を支払い、領収書をもらってください。その後、市役所へ領収書を提出し、還付の手続をとってください。

様式第5号(第4条関係)

										給付割合	9・8・7
1	2	医療費区分	4	保 険 区 分	1 社 保 者	2 社 保 者	3 国 保 者	4 国 保 者	5 国 保 者	6 国 保 者	
入 院	入院外	④	④								
福 祉 医 療 費 請 求 書											
市町村 コード		<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	年 月 日						
氷見市長		様		医療機関 コード _____							
医療機関等の所在地及び名称 開設者氏名 ④											
年 月分の福祉医療費を下記のとおり請求します。											
受給資格番号	—				氏 名	1男 2女					
受給期限	年 月末日				生年月日	年 月 日					
保険者名					被保険者証 記号番号						
総 点 数				公費負担点数				決定請求額			
点				点				円			
<p>注 1 この請求書は、入院・入院外ごとに作成します。</p> <p>2 医療機関等は、太文字、太枠内のみに入力してください。</p> <p>3 公費負担点数欄は、対象点数及び種類を入力し、長期高額疾病等及び入院の高齢受給者の患者負担額がある場合は、決定請求欄に入力してください。また、結核・精神医療については、総点数の上段にその点数を()書きで入力してください。</p> <p>4 その他の欄は、市で入力します。</p>											

氷見市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則

様式第6号(第4条、第8条関係)

				※ 保 險 区 分	1 社 被 保 険 者	2 社 被 扶 養 者	3 国 被 保 険 者	4 国 被 保 険 者 退 職	5 国 被 保 険 者 退 職	6 国 被 扶 養 者	
※ 決 裁	課長	課長 補佐	合 議	主務者	※ 受 付			年 月 日			
					※ 決 定			年 月 日			
					※ 支 給			年 月 日			
※ 助 成 内 訳	保 険 診 療		控 除 額				交 付 決 定 額				
	合 計	金 額	社会 保 險 等 負 担 分	公 費 負 担 そ の 他 の 分	計		円		円		
<p style="text-align: center;">重度心身障害者等医療費(療養費払)助成申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>氷見市長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">申 請 者</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p> <p>下記のとおり重度心身障害者等医療費の助成を申請します。</p>											
受給資格番号		—			加 入 保 険	被 保 険 者 証 記 号 番 号					
受 給 者	氏 名	男・女		保 険 種 別		政・組・船・共・		国			
	生年月日			保 険 者 名							
<p style="text-align: center;">年 月分 保険診療領収書(入院・入院外)</p>											
受 給 者 名				保 険 診 療 合 計 点 数	点	社会 保 險 等 負 担 点 数	点				
公費負担額	円										
一部負担金 領 収 額	円			左記金額には保険診療以外は、含まれていません。							
<p>上記のとおり領収しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">医療機関等の所在地及び名称</p> <p style="text-align: center;">開 設 者 氏 名 ㊟</p>											
<p>なお、支給決定額は、下記の口座へ振り込んでください。</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p>											
口座 名義				金 融 機 関 名			当座・普通 預 金 番 号	-----			

- 注 1 この用紙は、医療機関等に診療金額を一旦支払い、その後で市から助成を受ける場合に使います(県外病院等の場合)。
 2 申請は、診療月ごとに入院、入院外別に行ってください。
 3 太枠の欄は、医療機関等で記入してもらってください。ただし、この欄に準じた項目の入った領収書をもった場合これに代えることができます。
 4 ※印の欄は、市で記入します。

氷見市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則

様式第7号(第4条関係)

(表 面)

 重度心身障害者等医療費 受給資格証	
受給資格番号	—
受給者	住 所
	氏 名 男・女
	生年月日 年 月 日
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
医療機関等の窓口での負担割合	割
年 月 日 氷見市長 	



(裏 面)

注 意 事 項
1 この証は、重度心身障害者等医療費の助成を受けることのできる証ですから大切に保管してください。
2 この証は、保険診療のみに適用されます。
3 この証で医療を受けたときは、割負担に相当する額を支払ってください。
4 この証は、診療を受けるとき、保険証といっしょに病院等の窓口に出してください。
5 氏名、住所及び加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて市長にその旨を届け出てください。
6 受給者の資格がなくなったときは、速やかにこの証を市長に返してください。
7 県外の病院等の場合、窓口で医療費の請求をされることがあります。この場合は、お金を支払い、領収書もらってください。その後、市役所へ領収書を提出し、還付の手続きをとってください。

氷見市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則

様式第7号の2(第4条関係)

(表 面)

 重度心身障害者等医療費 高額療養費相当額限度額適用認定証		
受給資格番号	—	
受給者	住 所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
適用区分		
上記受給者は、上記の区分のとおり重度心身障害者等医療費の高額療養費相当額の限度額の適用の認定を行っているものであることを証明する。 <div style="text-align: right;"> 年 月 日 氷見市長  </div>		

(裏 面)

注 意 事 項
1 この証は、入院等の際に支払う 割負担に相当する額について別に定められた額の控除を行うための証ですから大切に保管してください。 2 この証は、療養を受けるとき、保険証といっしょに病院等の窓口に出してください。 3 氏名、住所及び加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて市長にその旨を届け出てください。 4 受給者の資格がなくなったときは、速やかにこの証を市長に返してください。

氷見市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則

様式第8号(第4条関係)

1	2	医療費区分	5	保険区分	1	2	3	4	5	6	
入院	入院外		障 65歳～70歳 未満用 (一部負担金有)		社被保者	社被扶養者	国被保・一般者	国被保・退職者	国被保・扶養・退職者	国保組合	
福祉医療費請求書											
市町村コード	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>					年 月 日			
氷見市長		様						医療機関コード			
				医療機関等の所在地及び名称				開設者氏名		印	
年 月分の福祉医療費を下記のとおり請求します。											
受給資格番号	—			氏名				1男 2女			
受給期限	年 月 末日			生年月日				年 月 日			
保険者名又は保険者番号				被保険者証記号番号							
入院・入院外・保険薬局の別(該当事項の□欄にレ印を記入してください。)								一部負担金領収額			
<input type="checkbox"/> 入院(年 月 日入院)								円			
入院外 <input type="checkbox"/> 外来 <input type="checkbox"/> 保険薬局								受給者負担割合区分証の医療機関等の窓口での負担割合 <input type="checkbox"/> 2割・ <input type="checkbox"/> 3割			
総点数				公費負担点数				決定請求額			
点				点				円			

- 注 1 この請求書は、入院・入院外ごとに作成します。
- 2 医療機関等は、太文字・太枠内のみに入力してください。
- 3 更生(育成)医療、精神医療等公費負担がある場合は、二重線枠内にその種類を明記してください。
- 4 入院外の外来1の場合で、1日の医療に要する費用の額が 円を下回る場合は、その額を該当の日数の欄に入力してください。
- 5 その他の欄は、市で記入します。

氷見市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則

様式第8号の2(第4条、第8条関係)



※決 裁	課長	課長 補佐	合議	主務者	受付	年 月 日	
					決定	年 月 日	
					支給	年 月 日	
※助成決定額							円
重度心身障害者等医療費(高額療養費相当額)助成申請書 年 月 日 氷見市長 様 住所 申請者 氏名 ㊟ 下記のとおり重度心身障害者等医療費の助成を申請します。							
個人番号							
受給資格番号		—					
受給者	住所						
	氏名		男・女				
	生年月日		年 月 日				
医療機関等の名称							
傷病名							
入院の期間		年 月 日から 日間 年 月 日まで					
一部負担金支払額							
合算対象となる方	受給資格番号						
	氏名						
口座名義	金融機関名		当座・普通		預金番号		
						

- 注 1 医療を受けた際に支払った一部負担金の領収書を添付してください。
 2 ※印の欄は、市で記入します。

氷見市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則

様式第9号(第4条関係)

(表 面)

 一部負担金還付該当者証	
該当者番号	
住 所	
氏 名	男・女
生年月日	年 月 日
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日 氷見市長 	

(裏 面)

注 意 事 項
1 この証は、保険医療機関等において支払った高齢者の医療の確保に関する法律に基づく一部負担金を還付してもらえる証ですから、後期高齢者医療被保険者証とともに、大切に保管してください。
2 一部負担金の還付手続 後期高齢者医療被保険者証で医療を受けた際支払った一部負担金の領収書を、その保険医療機関等からもらってください。その後、その領収書、印鑑、健康手帳を市役所へ持参し、還付の手続をとってください。
(注)
この証は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表に定める程度の障害の状況があると市長が認定した者に交付されているものです。

氷見市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則

様式第10号(第4条、第8条関係)

※決 裁	課長	課長 補佐	合議	主務者	受付	年月日
					決定	年月日
					支給	年月日
※助成内訳	該当者名					助成決定額
	<input type="checkbox"/> 入院(年 月 日入院) 入院外 (<input type="checkbox"/> 外来 <input type="checkbox"/> 保険薬局)					円
重度心身障害者等医療費(一部負担金還付) 助成申請書 氷見市長 様 住所 申請者 氏名 (印) 下記のとおり重度心身障害者等医療費の助成を申請します。						
個人番号						
一部負担金 還付該当者番号		後期高齢者医療 被保険者番号 (資格証明書 の番号)				
受給者	氏名		振込先	金融機関名		
	生年月日			名義人		
				口座番号		
年 月分 後期高齢者医療診療領収証明書(入院・入院外)						
該当者氏名						
保険診療 合計点数	点	医療保険 負担点数	点	他法による 公費負担額	円	
一部負担金 領収額	円		左記の金額には、後期高齢者医療診療以外は含まれていません。			
上記のとおり領収しました。 年 月 日 医療機関等の所在地及び名称 開設者氏名 (印)						

- 注 1 この用紙は医療機関等で高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金を支払った後、市から助成を受ける場合に使います。
- 2 二重線枠内は医療機関等で記入してもらってください。ただし、この欄に準じた領収書があれば裏に添付してください。
- 3 ※印の欄は、市で記入します。

様式第11号(第4条関係)

第 号

年 月 日

様

氷見市長



重度心身障害者等医療費受給資格に関する通知書

年 月 日付けで申請のありました重度心身障害者等医療費受給資格について審査しましたが、次の理由で該当しませんので通知します。

(理由)

様式第12号(第6条関係)

※決 裁	課 長	課長補佐	合 議	主務者	受付	年 月 日
					決定	年 月 日
					交付	年 月 日
重度心身障害者等医療費受給資格証再交付申請書						
受 給 資 格 者	氏 名			男 ・ 女	生年 月日	
	住 所					
	加入保険					
	記号番号					
	保険者名					
<p>重度心身障害者等医療費受給資格証 重度心身障害者等医療費高額療養費相当額限度額適用認定証 一部負担金還付該当者証 を 破損 したので 再交付願いたく申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 申請者 氏 名</p> <p>氷見市長 様</p>						

注 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第13号(第9条関係)

※ 決 裁	課 長	課長補佐	合 議	主務者	受付	年 月 日
					決裁	年 月 日
					処理	年 月 日
重度心身障害者等医療費受給資格内容変更届 氷見市長 様 住 所 届出者 氏 名 次のとおり内容を変更したので、受給資格証を添えて届けます。						
変 更 事 由						
変 更 年 月 日						
変 更 事 項		新		旧		
氏 名						
住 所						
保 険 の 状 況	保 険 者					
	保険証記号番号					
	被保険者氏名					
	給 付 内 容					

注 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第14号(第11条関係)

第三者行為による被害届

被害者	住所	TEL		資格証記号番号			
	氏名		生年月日			被保険者との続柄	
加害者	住所						
	氏名		生年月日		勤務先		TEL
被害原因		1 交通事故		2 その他()			
被害状況(詳細に)							
負傷及び被害状況	負傷及び発病の年月日、日時						
	負傷及び発病の場所						
	負傷及び病気の程度						
	治癒までの期間(見込み)						
	治癒までの費用(見込み)						
自動車保険加入状況	自動車損害賠償保険						
	自動車登録番号		自動車所有者		住所	TEL	
					氏名		
	保険契約会社名		所在地		証明書番号		
	任意保険加入の有無		有 無				
	保険契約会社名		所在地		証明書番号		
備考							
氷見市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則第11条の規定によりお届けします。							
年 月 日							
氷見市長 様		届出者		被害者との続柄		住所	
				氏名		氏名	
						㊟	

- 様式第1号(第2条関係)
- 様式第2号(第3条関係)
- 様式第2号の2(第3条関係)
- 様式第2号の3(第3条関係)
- 様式第3号(第3条関係)
- 様式第4号(第4条関係)
- 様式第5号(第4条関係)
- 様式第6号(第4条、第8条関係)
- 様式第7号(第4条関係)
- 様式第7号の2(第4条関係)
- 様式第8号(第4条関係)
- 様式第8号の2(第4条、第8条関係)
- 様式第9号(第4条関係)
- 様式第10号(第4条、第8条関係)
- 様式第11号(第4条関係)
- 様式第12号(第6条関係)
- 様式第13号(第9条関係)
- 様式第14号(第11条関係)